不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>罰則</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部建築審査課建築審査係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市屋外広告物条例第３５条
　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
⑴　第７条第１項（第１５条第７項において準用する場合を含む。)の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
⑵　第１２条（第１５条第７項において準用する場合を含む。）の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
⑶　第１９条第１項の規定による市長の命令（除却すべき旨の命令を除く。）に違反した者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定（　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>